課外活動団体 代表者各位

統合キャリアセンターSU センター長 塩野 浩司

緊急事態宣言の延長に伴う課外活動について(通知)

令和3年8月17日付けで「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び 区域変更」が政府から発出されたことに伴い、大学内外の課外活動の禁止期間について も、下記のとおり延長となりますのでご留意ください。

なお、5名以上の会食については、再三にわたり自粛をお願いしておりますが貴団体 の構成員に改めて伝えるとともに、引き続きの徹底をお願いします。

記

課外活動禁止期間 令和3年8月2日(月)~ 令和3年9月12日(日)

(参考)

- ○新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発せられたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(周知)
- ○緊急事態宣言下の課外活動について(令和3年8月3日付け通知)
- ○課外活動団体の会食に関するペナルティについて(令和3年5月24日付け通知)

課外活動団体 代表者各位

統合キャリアセンターSU センター長 塩野 浩司

## 緊急事態宣言下の課外活動について(通知)

令和3年8月2日付で「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が政府から発出され、同日付で「埼玉県における8月2日以降の緊急事態措置」が埼玉県知事から発出されたことを受けて、本学においてもその対応方針が示され8月2日(月)から現在のリスクレベル2がレベル3へ引き上げられました。

これに伴い下記の期間における大学内外の課外活動は禁止とします。

なお、すでに期間内に活動を許可された団体においてもその許可は取り消しとなりま すので注意してください。

また、5名以上の会食及びホームパーティについては再三にわたり自粛をお願いしておりますが貴団体の構成員に改めて伝えるとともに、引き続きの徹底をお願いします。

記

課外活動禁止期間 令和3年8月2日(月)~令和3年8月31日(火)

(参考)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発せられたことに伴う新型コロナウイルス 感染症に対する埼玉大学の方針について(周知) 課外活動に参加する学生 各位

統合キャリアセンターSU センター長

## 課外活動団体の会食に関するペナルティについて(通知)

課外活動後の会食を行わないように指導してきたところですが、残念ながら活動後の会食での感染が強く疑われる複数の事例が発生し、多くの学生が感染してしまいました。自身の健康へのリスクに加え、団体内や学内にとどまらず広く社会へ感染をまん延させる感染源に自分がなることを自覚し、集団での会食を絶対に行わないで下さい。

感染力の強い変異ウイルスの拡大が続いています。今まで感染が起こらなかった行動でも、感染のリスクが高まっていることを意識して下さい。

今後、大学からの会食の自粛要請が出されている期間内に、<u>課外活動団体の活動の前後であるか否か、あるいは会食場所が店舗か否かを問わず、同一団体に所属する5人以上が会する会食(路上飲みも含む)において感染が疑われる事例が発生した場合には、当該団体に一定期間の活動停止を命じることがありますのでご承知おきください。</u>